

社会福祉法人 四条暁福社会 行動計画

長時間労働を是正し、限られた時間の中で集中的、効率的に業務を行う方向へ職場環境を見直し、女性がその個性と能力を十分に発揮できることを目指し、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：長時間労働の是正を行う。

<対策>

- 令和4年4月～ 組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージを発信する。